

52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38		天皇 卷
						三十七				桓武 三十六	称徳 二十八				二十五	
延暦二年二月	延暦元年九月	延暦元年六月	延暦元年五月	延暦元年二月	延暦元年二月	延暦元年正月	天応元年五月	天応元年五月	天応元年五月	天応元年五月	神護慶雲 元年十一月	天平宝字八年十月	天平宝字八年九月	天平宝字八年九月		年月
外從五位下物部多藝宿祢国足爲中宮大進(中宮職官人)	以內匠頭正五位下葛井連道依爲兼中宮亮(中宮職次官)	又從四位下紀朝臣家守爲中宮大夫(中宮職長官)	正四位下藤原朝臣鷹取爲中宮大夫(中宮職長官)	歷左大弁衛門督中宮大夫(中宮職長官)	中宮大夫兼衛門督大伴宿祢伯麻呂薨(中宮職長官)	中宮小進外從五位下物部多藝宿祢国足(中宮職官人)	中宮小進外從五位下物部多藝宿祢国足(中宮職官人)	中宮亮從五位下大伴宿祢弟麻呂(中宮職次官)	正四位上大伴宿祢伯麻呂爲兼中宮大夫(中宮職長官)	始置中宮職(高野新笠、皇太夫人となり設置)	遣山村王取中宮院鈴・印(馱鈴、内院の取藏場所)	率兵數百開中宮院(淳仁天皇御在所)	及取中宮院鈴・印、遂起兵反(馱鈴、内印の取藏場所)	取中宮院鈴・印(馱鈴、内印(天皇御璽)の取藏場所)		記事(内容)

68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	天皇 卷
								三十九							三十八	
延暦七年六月	延暦七年三月	延暦七年三月	延暦七年二月	延暦七年正月	延暦五年十月	延暦五年八月	延暦五年四月	延暦五年二月	延暦四年十一月	延暦四年正月	延暦三年十一月	延暦三年十一月	延暦三年七月	延暦三年四月	延暦三年三月	年月
中宮大夫從四位上兼攝津大夫民部大輔和氣清麻呂(中宮職長官)	中宮大夫武藏守如故(中宮職長官) ※但し、こは衍	中宮大夫從四位上兼民部大輔攝津大夫和氣朝臣(中宮職長官)	中宮大夫從四位上石川朝臣豊人爲兼武藏守(中宮職長官)	有勅令皇太子參中宮(天皇の母)	正五位下高賀茂朝臣諸魚爲中宮亮(中宮職官人)	中宮大進從五位下物部多藝宿祢国足(中宮職官人)	從四位上石川朝臣豊人爲中宮大夫(中宮職長官)	中納言從三位石川朝臣名足爲兼中宮大夫(中宮職長官)	近衛大將從三位兼中宮大夫常陸守紀朝臣船守(中宮職長官)	中宮大夫常陸守如故(中宮職長官)	中宮皇后並自平城至(天皇の母)	中宮復留在平城(高野新笠、天皇の母)	近衛中將正四位上紀朝臣船守爲兼中宮大夫(中宮職長官)	參議中宮大夫從四位上紀朝臣家守卒(中宮職長官)	中宮大夫內藏頭從四位上紀朝臣家守(中宮職長官)	記事(内容)

	天皇	卷	年月	記事(内容)
69		四十	延暦八年三月	百濟王仁貞爲中宮亮(中宮職次官)
70			延暦八年十二月	中宮不豫、稍経旬日(天皇の母)
71			延暦八年十二月	中宮七々御齋、当来年二月二十六日(天皇の母)
72			延暦九年十一月	中宮周忌、当来月二十八日(天皇の母)
73			延暦九年十二月	是日、当中宮周忌(天皇の母)
74			延暦九年十二月	中宮母家者、是毛受腹也(天皇の母)
75			延暦十年五月	仕奉中宮周忌齋会(天皇の母)

※傍線筆者。傍線は、場所としての「中宮」、||は、人稱としての「中宮」、……は、官職名を構成する「中宮」をあらわす。

する可能性がある。『統日本紀』は、桓武天皇の延暦十三年から十六年にかけて三度に分けて撰進されたとされる。延暦十三年の藤原継縄らの上表文および延暦十六年の菅野真道らの上表文によれば、淳仁天皇の時代に、文武天皇から天平宝字元(七五七)年までの記録がまずまとめられたとされる。これを菅野真道らの上表文では「所_レ有曹案卅卷」と記している。光仁天皇の時代には石川名足、淡海三船らがそれ以前の記録を修史し、桓武天皇の延暦十三(七九四)年八月に卷二十一から三十四(淳仁天皇)光仁天皇)までが奏上され、次いで卷三十五から四十までが延暦十五年までの間に奏進された。「曹案卅卷」(実際には天平宝字元年の巻を欠く二十九巻とされる)は二十巻に圧縮されて巻一から二十としてまとめられ、先に奏上されていた巻二十一からの二十巻と合わせて、延暦十六年二月に四十巻の史書として撰進された。

場所としての「中宮」は巻二十までの巻群に、淳仁天皇の御在所としての「中宮院」は一例を除いて巻二十一から三十四までの巻群に、また人稱としての「中宮」が巻三十五から四十までの巻群にしか現れていないことをみると、編纂過程と「中宮」の意味の変化の關係は明らかであるように思われる。これらの巻群それぞれの最終編纂時期はそれほど隔たっていないが、「中宮」の語の使われ方は大きく異なる。したがって、特に統日本紀前半部の「中宮」は後半部の「中宮」とは異なる意義をもって使用された語であり、それは、おそらくは「曹案卅卷」の頃から引き継がれたものと考えてよいだろう。

まず前半部の「中宮」について考えたい。

二 場所としての「中宮」

「中宮」がどのような場であったかを前記の表一から整理すると次のようである。

- (A) 叙位：三例(①、②②、②⑦)
- (B) 賜宴：十例(②④、④、⑩、⑬④、⑬⑥、⑬⑨、⑬⑩)
- (C) 貢納品、奉獻受納：三例(⑧、⑨、⑬②)
- (D) 仏教經典説誦：二例(⑤、②⑧)
- (E) 大赦、賜物：一例(⑥)
- (F) 太皇太后崩御：一例(③②)
- (G) 「中宮供養院」官人の薪貢進：一例(⑬⑧)
- (H) 「中宮閤門」渤海使奏楽：一例(②④)
- (I) 「中宮安殿」仁王経講説：一例(③⑩)
- (J) 「中宮院上」天皇御在所：三例(②⑦、③⑤、④⑩)

(K) 「中宮院2」 駅鈴、内印(天皇御璽)の収蔵場所…三例(38)

(L) 「中宮院3」 勅旨宣布…一例(36)

右のように整理すると、「中宮」「中宮供養院」「中宮閤門」「中宮安殿」「中宮院」はそれぞれ異なる用途に使用されており、共通性はないことがわかる。「中宮」には「閤門」があり、「供養院」「安殿」と呼ばれる施設をその中に含んでいたことも推測できる。⁴⁾

まず「中宮院」であるが、この語は明らかに「中宮」とは使い分けられている。「中宮院」は、一例が聖武天皇の御在所を言い(例⑲)、残り六例はすべて淳仁天皇の御在所を指す。⑲の例は、恭仁京から平城京に遷都した聖武天皇が、御在所とした場所として記される。「院」は、元来垣根や堀に囲まれた場所を指す漢語であるが、続日本紀の中では「建物・施設」として解釈できる語であり、⁵⁾ここでも「中宮」の建物または施設という意味で使用されていると考えられる。本来、天皇の御在所ではないけれども、遷都したばかりであったためこの施設を御在所としたという意味でこの語が選ばれたのだろう。淳仁天皇の御在所として登場する「中宮院」も同様に考えられる。続日本紀には「廢帝」と記され、「帝」と称されてほとんど「天皇」と称されることのなかった淳仁天皇であってみれば、その御在所は本来天皇の御在所ではない。「中宮」の「施設」であり、天皇御璽の内印も駅鈴もそこに置かれていたと記されることが、この天皇の存在についての編纂者の認識を暗示しているようにも思われる。

場所である「中宮」の特徴の一つとして、これが元正天皇、聖武天皇、孝謙天皇代に限られて現れることが挙げられる。また、その

用途であるが、右の(A)～(F)を見ると、賜宴の例が十例ともっとも多く、叙位、貢納品・奉獻受納、仏教經典説誦がこれに次ぐ。賜宴は、元日朝賀後や大嘗祭、新嘗祭の賜宴であり、叙位は三例とも正月の叙位であり、いずれも天皇がその中心となる朝廷の重要な儀式である。「中宮」を令の規定通りに解すれば「皇后の宮」である(後述)。元正天皇、孝謙天皇代には言うまでもなく皇后はいない。聖武天皇の皇后、藤原光明子は天平元年八月に立后したが、翌九月には新設の令外官司である皇后宮職が置かれて、光明子は皇后宮を御在所としていた。⁶⁾したがって「中宮」は「皇后宮」ではなかった。聖武天皇の母、藤原宮子は聖武即位とともに大夫人とされたが、これには公式令の規定に違うという長屋王からの上奏があつて、皇太夫人と定められたという経緯があつた。これが中宮に居住する資格を得たことになるかについては判断が難しい。また、後述するように、少なくとも天平九年までは宮子は平城宮内に居住していなかった可能性が高い。その上、前記のような朝廷の重要な儀式を宮子の宮で行ったとは考えにくい。そういったところから、「中宮」は「内裏」であつたという説が生じたと考えられる。

「中宮」について、夙に関野貞は「中宮院若くは中宮とは恐くは内裏を指せるならん」と「内裏」を指す語と論じた。⁷⁾その後平城宮の発掘調査が行われ、進んでいく中で「中宮」とはどこに比定されるのかについての議論は深められ、数多くの論考が発表されている。それらの論は現在、中宮は内裏であり、平城宮の内裏地区にあつたとする説と、⁹⁾中宮は内裏ではなく、平城宮の第一次大極殿地区に想定できるとする説に大きく分けられる。本稿では、「中宮」の位置の比定には踏み込むことはせず、『続日本紀』等の記述を整理、分

三 令制の「中宮」

令文にみえる「中宮」は次のようである。

令文の「中宮」¹³⁾

1) 職員令〔中宮職条〕中宮職

「大夫一人。掌。吐納啓令。亮一人。大進二人。少進二人。大属一人。少属二人。舍人四百人。使部三十人。直丁三人。」

2) 官位令

「中宮大夫」：従四位の項、「中宮亮」：従五位の項、「中宮大進」：従六位上の項、「中宮小進」：従六位下の項、「中宮大属」：正八位の項、「中宮少属」：従八位の項

3) 禄令〔食封条〕

「中宮湯沐二千戸。」

4) 公式令〔闕字条〕

「大社 陵号 乘輿 車駕 詔書 勅旨 明詔 聖化 天恩 慈旨 中宮 御（謂、斥至尊） 闕朝 朝庭 東宮 皇太子 殿下」

5) 医疾令〔合和御薬条〕

「合和御薬。中務少輔以上二人。共内薬正等監視。餌薬之日。侍医先嘗。次内薬正嘗。次中務御嘗。然後進御。 其中宮及東宮准此。」

職員令「中宮職」にある「吐納啓令」は、「啓」は皇太子・三后に上る書であり、「令」は皇后・皇太后・東宮・親王の命令書を指し、

「吐納」は「出納」を意味するから、『律令』¹⁴⁾ 頭注にあるように「皇后に啓を納め、皇后の令を吐く。」と解することができる。禄令「食封条」の「湯沐」は、もともと中国で天子から諸侯に賜る特定の領地を指す語で、これも中宮に賜る食封の一つとして記されている。これらの例と、公式令、医疾令にある「中宮」の例は、いずれもその意味として「皇后の宮」を指し示している。

漢籍における「中宮」の語にはいくつかの意味があるが、皇后の宮を指す例として、『周礼』（天官 内宰）の「以陰礼教六宮」の注に「…、若今称皇后、爲中宮」¹⁵⁾とあり、『漢書 哀帝紀』「尊定陶太后曰恭皇太后、丁姬曰恭皇后、各置左右詹事、食邑如長信宮、中宮」の師古注に「中宮、皇后之宮」とあり、また『漢書 霍光金日磾傳』の「椒房中宮之重」、師古注に「椒房殿、皇后所居」¹⁷⁾とあって、皇后の居所である宮殿の名称であったことがわかる。

『令義解』職員令、中宮職条には「中宮 謂。皇后宮。其太皇太后、皇太后宮。亦自中宮也。」¹⁸⁾とあるから、これを勘案すれば、「中宮」は、皇后、皇太后、太皇太后—いわゆる三后—の宮を指すということになる。続日本紀前半に記される場所としての「中宮」が三后の宮を指すとする解釈は、その実態に即して可能であろうか。

元正天皇代には皇后はいない。元正天皇が「中宮」に御した最初の例は養老七年正月であるが、この時、文武天皇「夫人」であり、皇太子の母であった藤原宮子は、皇后でも皇太后でもなく、令文によれば、「中宮」にはあたらない。後宮職員令はその冒頭に天皇の后妃の規定を載せており、それには「妃二員 …四品以上。」とある。品位は親王（内親王）に与えられるため、「妃」は皇女でなければならぬ。天皇の配偶者のうち、皇后は「妃」以上の身位を想定さ

れていたから、本来皇后は皇女であることをその資格とすることが定められていると言つてよい。したがつて皇太后も太皇太后も、原則として天皇の血を引くことを求められていたはずである。すなわち「中宮」は本来、皇族の血を引く女性によつて主宰されるべき宮であつたであろう。元正天皇の母である元明太上天皇は、天智天皇皇女であつた。夫であつた草壁皇子が皇太子のまま薨去したため立后はしていないが、皇子の文武天皇が即位したことによつて皇太后の立場にあつたはずである。また慶雲四年四月に草壁皇子の忌日を国忌とすることが定められて草壁皇子が天皇に準ずる立場とされたため、皇后に準ずる立場も得ていたことが想定できる。したがつて令制においては、元明天皇は中宮を主宰することが可能な立場であつたと考えられる。しかし元明太上天皇は養老五年十二月に崩御している。したがつて養老七年の時点で三后に該当する人物はいない。

一方、聖武天皇代の「中宮」の主宰者は誰か。聖武天皇代に皇后は存在したが、前述のように「中宮」を居所としていたのは皇后ではない。また、皇太夫人であつた宮子は、続日本紀の記事によれば、少なくとも天平九年までは平城宮内に居住していなかつたと考えられる。続日本紀天平九年十二月二十七日記には「是日、皇太夫人藤原氏、就皇后宮、見僧正玄昉法師。天皇亦幸皇后宮。皇太夫人、爲沈幽憂、久廢人事、自誕天皇、未曾相見。法師一看、慧然開晤。至是、適与天皇相見。」とある。これは、皇太夫人であつた宮子が、光明子の皇后宮で僧正玄昉に会つてそれまでの病が癒え、誕生以来一度も会つていなかった聖武天皇に初めてまみえた、という記事である。ここには、宮子が玄昉に会うために皇后宮に出向いたとあるが、この時玄昉は内裏内の道場にいたとする続日本紀の記事がある。

「以玄昉法師爲僧正。」(天平八年八月)、

「尊爲僧正、安置内道場」(天平十八年六月：玄昉卒伝)

「内道場」は宮中の仏殿を指すので、玄昉は天平八年八月に僧正に任命されて宮中の仏殿に居たことになる。皇后宮はもとの藤原不比等邸であつたから、もしも宮子が中宮に居住していたのであれば、わざわざ皇后宮まで出向いていく必要はなかつたはずである。幽憂に沈み、長らく人事を廢していた宮子は、平城宮内ではないどこかに居住しており、この時、皇后宮に来て玄昉に会つて正気を取り戻し、聖武天皇は生まれて初めて母と会つた、ということであろう。したがつて、少なくとも天平九年十二月までは「中宮」を主宰していたのは宮子ではないことになる。但し、中宮職官人についてみれば、先に引いた天平九年十二月の記事の後に、「中宮職官人」六名に位を賜つたと記されており、宮子の回復が中宮職の功績とされている、宮子に付いていたことがわかる。この記事によつて、この時期の中宮職は皇太夫人宮子のための官司とすることが一般的であるが、舍人四百人を擁するこの官司が宮子だけのためのものであつたかについては検討を要しよう。

阿部義平は、「中宮」が元明・元正帝の御在所であつたとする。元明天皇は、先にみたように令制から見ても「中宮」をその居所とする資格は充分にある。元正天皇は皇后ではなかつた。しかし、元正天皇が甥である聖武天皇を指して「吾が子みまし王」(宣命第五詔)、「我子天皇」(宣命第十詔)と呼び、また元明天皇が孫である聖武天皇を「我が児我が王」(宣命第七詔)と呼ぶように、元明天皇、元正天皇と聖武天皇との間には擬制的な母子関係があつたと考えられる。したがつて元正太上天皇は太上天皇でありながら、皇太后に準

ずる立場も有していたのであり、血筋からみても皇女であつて「中宮」をその居所とするに十分な資格があつたと考えられる。また『万葉集』巻十七の題詞には、元正天皇の御在所として「中宮西院」が記されている。

「天平十八年正月、白雪多零、積地数寸也。於時左大臣橘卿、率大納言藤原豊成朝臣及諸王諸臣等、参入太上天皇御在所 中宮西院、供奉掃雪。於是降詔、大臣参議并諸王者、令侍于大殿上、諸卿大夫者、令侍南細殿而、則賜酒肆宴。……」

〔万葉集〕巻十七・三九二(二)～三九二(五)番歌題詞²¹⁾
この太上天皇は元正天皇を指すから、天平十八年の時点で元正天皇は「中宮西院」を御在所としていたことが確認できる。

これらを考察すると、「中宮」を御在所としていたのは、阿部義平の指摘する通り元明天皇と元正天皇であつたと考えることも、蓋然性が高い。中宮職は元明・元正天皇にも仕えていたとみてよいのではないか。また、「中宮職」の官人の早い時期の記載例が万葉集の書入れにある。『万葉集』の西本願寺本、細井本、温古堂本、京都大学本の巻一・六二番歌題詞の余白にある朱の書入れがそれであり、前記の四写本に大きな異同はないよう²²⁾。以下は西本願寺本の書入れである。

「國史云大寶元年正月遣唐使民部卿粟田真人朝臣已下百六十人 乘船五隻小商監從七位下中宮少進美奴連岡麿云々」

これは、題詞「三野連 名闕 入唐時春日藏首老作歌」への書入れで、三野連の名が判明しないので、それに対して説明しているものである。西本願寺本以下の四本はいずれも仙覚系統の新点本である。また「中宮少進」は養老令では従六位下相当の職位であるのに「従

七位下」と記されて不審な点もある。しかし、大宝元年正月に粟田真人を筆頭とする遣唐使使節が任命されたことは『続日本紀』の記事とも一致しており、ここに記されている「中宮少進」は中宮職の古い例と認めることができよう。大宝令が施行されたのはこの年の三月である。したがって、この中宮職は浄御原令から定められていたと考えうる。この時の中宮職は誰に仕えていたのか。文武天皇の妻の中では「夫人」宮子をもっとも身分が高かつたが皇后ではなかつた。この時、後の元明天皇、阿閉皇女は皇太后であり、持統太上天皇は太皇太后でもあつたから、この時の中宮職は、そのどちらか、あるいは両者に仕えていたと考えられる。この例から見て、元明・元正に中宮職が仕えることはあり得たことがわかる。「中宮」は元明・元正がその御在所としており、中宮職はこの「中宮」にも仕えていたのではないか。

元正天皇は靈龜元(七二五)年九月に即位して神龜元(七二四)年二月に讓位する。元明太上天皇崩御は養老五年十二月であり、讓位後どこを御在所としたかについては記載がない。元正天皇が「中宮」に出御した初例は養老七年正月であるから、もしも元明太上天皇の御在所が「中宮」だったのであれば、元正は一年一か月ほど前まで母が御在所としていた宮に臨御したことになる。それはそれほど奇異なことであつたとは思われない。神龜元年に聖武天皇が即位してからは「中宮」は元正太上天皇の御在所となり、中宮職は元正にも仕えたと考えれば、その「中宮」が内裏に準ずる用途をもつて記されることに不自然は生じない。

四 「中宮」の意義

漢語としての「中宮」は、前記の『周礼』『漢書』のように皇后の宮の名称を示すが、それ以外にもいくつかの意味を有している。皇后の宮以外の「中宮」の意味のうち、上代の日本にとつて特に重要であったのは、この語が北極星を指すということであつただろう。

『史記』天官書には、その冒頭に「中宮天極星、其一明者、太一常居也」とあり、その索隠には『春秋緯』文耀鉤の「中宮大帝、其精北極星」が引かれてある。また、『史記』と関連深い『漢書』天文志にも同様の記事がある。この「中宮大帝」と呼ばれる北極星の神格は、『春秋緯』合誠図、『晋書』天文志、『弁正論』などで「天皇帝」と呼ばれており、これが日本の「天皇号」の典拠となつたことは津田左右吉を始めとして多くの先学諸氏が説いているところであり、筆者もこれについてまとめたことがある。²⁶⁾

「中宮」は皇后の宮であるとともに、天皇を意味する語であつた。この二つの意味は、皇后が天子になる例をほとんど持たない中国においてはまったく別個に考えられるべきものであつたに違いない。しかし、中川ゆかりが論じるように、²⁸⁾ 皇后が天皇になる可能性があり、そのために令文の中に妃は皇女でなければならぬ、つまり皇后は皇女でなければならぬという独自の規定を定めた日本にとつては、「中宮」の意味としての「天皇」と「皇后」は同時に存在し得る概念であつたろう。「中宮」は、天皇であるとともに（準）皇太后であつた元明、元正太上天皇がその御在所とするのに適う宮の名称であつたと言つてよい。

元正天皇が「中宮」に臨御したとき、天皇は亡き母元明太上天皇

の宮にて叙位を行い、宴を主催した。そして、この「中宮」が近い将来に実現する自らの讓位にもなつて自分の居所となることも意識していたであろう。

聖武天皇は、元正太上天皇の宮である「中宮」において、太上天皇とともに多くの儀式に臨んだのではないか。続日本紀においては、聖武天皇と元正天皇の結びつきの深さをあらわす記事は多い。元正天皇代には、十九歳の皇太子は「始めて朝政を聴」（養老三十六月）き、また天皇からは舍人親王・新田部親王に皇太子輔佐を命じる詔（養老三年十月）も出される。聖武天皇の御代では、聖武天皇即位の宣命（第五詔 神龜元年二月）に元正の詔が引用され、天平十一年三月には共に甕原離宮に行幸し、恭仁京に太上天皇が移御した時には聖武天皇みずから泉河のほとりまで出迎えた。天平十五年五月に恭仁京で皇太子阿倍内親王が舞つた五節の舞は、聖武天皇から元正太上天皇に奉獻されたものであつた。「中宮」に御した聖武天皇が、元正太上天皇とともに宴や儀式に臨んだことは自然なことのようにも思われる。

天平二十（七四八）年四月、元正太上天皇は崩御する。それを待つていたかのように翌天平勝宝元（七四九）年七月聖武天皇は讓位する。聖武天皇と元正天皇のあり方は、まるで古代ヒメヒコ制の名残りを見るようでもある。

孝謙天皇が即位するとともに、藤原宮子は皇太夫人から太皇太后の地位にのぼつた。こうして初めて宮子は「中宮」に君臨する資格を得たのではないか。翌八月「中宮卿」に三原王が任命される。「中宮職」の長官は「中宮大夫」であるが、ここに「卿」とされているのは「中宮職」が「中宮省」に昇格したことを表している。³⁰⁾ これは、

同時期に光明子の皇后宮職が紫微中台に昇格したことと合わせて、孝謙天皇の後見としての光明子と藤原仲麻呂の権力集中政策の一環と考えられている。「紫微」は一般的には玄宗皇帝の紫微省（中書省）に倣ったとされるが、その原義は「中宮」と同じく中国古代天文学における天帝の居所である天の北極を意味する³¹⁾。皇族の血をひかない皇太后であり、皇太后である光明子と宮子であったからこそ、その宮号に、天帝の居所である「紫微」「中宮」の名を持ち、他の上位に立つ官司をあてて、權威の保障を図ったのではないか。紫微中台、中宮省ともに光明子、宮子の崩御とともに消滅し、皇后の宮は皇后宮職、皇太后の宮は中宮職の管轄に戻った。しかし、その内実は変化したと考えてよいだろう。光明子、宮子以後、奈良時代を通じて皇女の皇后、皇太后はもはや現れず、令文に反して臣下出身の皇后、皇太后が相次ぐからである。

場所としての「中宮」は、天平勝宝六年七月の宮子崩御の記事とともに姿を消す。しかし、「中宮」に天皇が出御して重要な行事に臨むという記事が絶えたのは、元正太上天皇崩御の後である。「中宮」がなくなつたわけではない。天皇出御の場としての「中宮」が、皇室の血を引く主宰者をなくすとともに、その機能を失つたのだと考えられる。

五 人稱としての「中宮」

—まとめにかえて—

『統日本紀』の中で、人稱としての「中宮」があらわれるのは、先に見たように卷三十八（表一）³²⁾ 延暦三年十一月の記事を嚆矢とし、その九例はすべて桓武天皇の母、高野新笠を指す。長岡京遷

都もまた延暦三年十一月であったから、統日本紀の中では長岡京への遷都と前後して人稱・身位の稱としての「中宮」は現れ始めるとも言える。しかし、金石文を見ると、その使用はこれよりやや早いようである。

金石文にみられる「中宮」³²⁾

〔イ〕金剛弥勒菩薩造像記 ○河内野中寺所藏

〔丙寅年四月大旧（朔？）八日癸卯開記橋（栢？）寺智識之等詣中宮天皇大御身勞坐之時誓願之奉弥勒御像也友等人数一百十八是依六道四生人等此教可相之也〕

〔ロ〕薬師寺東塔擦銘

〔維清原宮馭宇天皇即位八年庚辰之歲、建子之月、以「中宮不念、一創此伽藍而鋪金未遂、龍駕」騰仙、大上天皇奉遵前緒、遂成斯業…（以下略）〕

〔ハ〕花籠銘（正倉院御物）

・（圓形花籠・底裏墨書）「中宮齋會花苜 天平勝宝七歲七月十九日 東大寺」

・（方形花籠・盖身緑墨書）「中宮齋會花苜 天平勝宝七歲七月十九日 東大寺」

右の文のうち、「イ」「ロ」の例は人稱としての「中宮」を指す古い例としてしばしば引かれるものである。しかし、両者ともその文章には多くの議論がある。「イ」に関しては、その刻入の時期が問題となっている。「丙寅年」が天智五年であることはおおむね定説となっているが、これが実際に刻入された時期については以前から多

くの議論があり、近年も論争があった。また「中宮」についても、これを人稱とすると「中宮天皇」は誰を指すのかについて、また「中宮」を宮号とした場合の文章解釈についても多くの論者が発表されて、確定がいまだ困難な状況にある。本稿ではその刻入の時期については持統天皇四年以降とし、「中宮」については場所をあらわすものと考えておきたい。(「口」についても多くの議論があるが、その制作年代についてはおおむね文武天皇代から聖武天皇の天平末年頃の幅で論じられている。本稿では、これを数田嘉一郎の説によって天平末年頃の制作とひとまず推定しておく。しかし、この二つの金石文の制作時期については問題も多いので、本稿においては立論の根拠として援用することは差し控えたい。(「ハ」の花籠の墨書は、宮子の一周忌法要の折のものとされる。続日本紀に一周忌の記事はないが、忌日七月十九日は続日本紀の記事とも一致しており、信憑性が認められる。そして、この墨書は「中宮」を宮子の尊称として用いているため、人稱としての「中宮」の確実な例と判断してよいだろう。

なぜ、「中宮」は人稱として用いられるようになったのだろうか。中宮に限らず宮号を人稱の尊号として使用するの、これが敬避表現であるとともに、身位を確定するからである。元正太上天皇までの天皇の血を引く「中宮」の主宰者は、「中宮」の宮号によって身位を保障する必要はなかった。しかし、皇室の血を引かずして三后となった者には、宮号を冠することによって権威を整え、その身位の高さを保障する必要が生じたのではないか。

皇后に皇室の血を求めた令制の「中宮」は、元正太上天皇の崩御によってひとつの終焉を迎えた。皇室の血を引く「中宮」の主宰者

がいなくなった時、「中宮」はその意味の変化を余儀なくされた。宮子は、この変化の潮目に太皇太后となって「中宮」で「崩御」し、その一周忌には「中宮」と呼ばれた。天皇臨御の場としての「中宮」は、元正太上天皇崩御とともに姿を消した。そして人稱―身位の称としての「中宮」は、皇族の血を引かない太皇太后、藤原宮子から始まる。

注(1) 以後、『続日本紀』の用例の調査は『続日本紀総索引』(高科書店、一九九二年)、『続日本紀索引年表』(新日本古典文学大系 岩波書店 二〇〇〇年)による。引用本文は『新日本古典文学大系 続日本紀一―五』(岩波書店 一九八九―一九九八)による。

(2) 例④の「令皇太子参中宮」は、場所としても解釈できる。ここは『新日本古典文学大系 続日本紀五』の脚注の解釈「高野新笠」によった。この段階では、「中宮」は宮とそこに居住する人の双方を指すと考えられる。

(3) 笹山晴生「続日本紀と古代の史書」(『新日本古典文学大系 続日本紀一』岩波書店、一九八九年)藤原維繩ら、菅野真道らの上表文は、『新訂増補国史大系 類聚国史』(吉川弘文館 昭和五十四年)による。

(4) 「中宮供養院」は、臨時に設けられた施設であるとする説が現在有力である。(奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告Ⅻ』一九九一年、『新日本古典文学大系 続日本紀二』)

(5) 「朝堂」―「朝堂院」、「太政官」―「太政官院」などの例から推測できる。

(6) 『続日本紀』天平元年八月、九月、天平二年正月条。

(7) 関野貞「平城京及大内裏考」(『東京帝国大学紀要』工科三、一九〇七)

(8) 「中宮」比定の研究史については、奈良国立文化財研究所『平城宮発

掘調査報告Ⅻ—一九九一年、同『平城宮発掘調査報告ⅩⅤ』一九九三年、仁藤敦史「古代王権と都城」(第四章 平城宮の中宮・東宮・西宮)一九九八年などに詳細に述べられている。

(9) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告Ⅱ』一九六二年、同『平城宮発掘調査報告Ⅲ』一九六三年、同『平城宮発掘調査報告Ⅺ』一九八二年、同『平城宮発掘調査報告ⅩⅥ』、仁藤敦史注(4)前掲書など。

(10) 今泉隆雄『古代宮都の研究』(第一章 平城宮大極殿朝堂考) 吉川弘文館一九九三年(初出一九八〇年)、橋本義則『古代宮都の内裏構造』

吉川弘文館二〇一一年、阿部義平『日本古代都城制と城柵の研究』(第三章 平城宮中枢部の変遷) 吉川弘文館二〇一五年、注(4)前掲報告書『平城宮発掘調査報告ⅩⅦ』など。

(11) 今泉隆雄、注(10)前掲書。

(12) もっとも、中宮職の役職名の分布にはある程度のバラつきも認められる。卷三十六、桓武天皇の天応元年に「始置中宮職」とある記事以降の中宮職官名の現れ方は、それ以前よりもはるかに多い。(表一参照)

(13) 令文は、『律令』(日本思想大系 岩波書店 一九七六)による。解釈もおおむね同書によった。

(14) 注(13)前掲書。

(15) 『史記 蘇秦伝』に「皆可使致湯沐之奉」、『礼記 王制』に「方伯爲朝天子、皆有湯沐之邑」など。

(16) 『周禮正義』(中華書局出版)による。

(17) 『漢書』(鼎文書局)による。

(18) 『令義解』は、『譯註日本律令十 令義解 譯註篇二』(東京堂出版 平成元年)による。

(19) 「皇后」の「皇族の血」の重要性については、中川ゆかり「皇后磐之媛の死—日本書紀の後妃記述の手法—」(『萬葉集研究』第三十五集 塙書房 平成二十六年)に詳述されている。

(20) 阿部義平「平城宮の内裏・中宮・西宮考」(『研究論集Ⅱ』奈良国立文化財研究所学報 第二十三冊 昭和四十九年三月)

(21) 『万葉集』の引用は、『新編日本古典文学全集 萬葉集④』(小学館 一九九六年)によった。

(22) 『校本萬葉集 二』(岩波書店)

(23) 『西本願寺本萬葉集(普及版) 卷第一』(主婦の友社、おうふう 一九九三年)による。

(24) 『史記』(大申書局) (二)による。

(25) 『漢書』天文志「中宮天極星、其一明者、泰一之常居也」。(注(17)『漢書』三)

(26) 津田左右吉「天皇考」(大正九年『津田左右吉全集』第三卷所収)

(27) 「天皇大帝」と「天皇号」の關係については、拙稿「天之御中主神の神名をめぐって」(『古事記年報』二十五 昭和五十八年一月)にまとめた。

(28) 中川ゆかり 注(19)前掲書

(29) 『続日本紀』天平勝宝六年七月の記事に宮子を「太皇太后」としている。

(30) 山田英雄「中宮省について」(『続日本紀研究』八一 昭和三十六年九月)。

(31) 『晋書』天文志に「中宮 北極五星、鉤陳六星、皆在紫宮中。北極、北辰最尊者也、…紫宮垣十五星、…一曰紫微、大帝之坐也、天子之常居也、主命主度也。」(中華書局『晋書』第二冊)とある。

(32) 金石文は、竹内理三編『寧樂遺文 下巻』(東京堂出版 昭和三十一年)による。ただし、野中寺弥勒菩薩造像記の問題とされる文字については(一)で挿入した。

(33) 野中寺弥勒菩薩造像銘については、田中卓「中天皇をめぐる諸問題」(『日本学十院紀要』九一二)、渡辺茂「古代君主の称号に関する二、三の試論」(『史流』八号 昭和四十二年)、關信子「造像技法からみた野

中寺弥勒菩薩半跏像」(『仏教芸術』110号 昭和五十一年)、坂本太郎 注(5)前掲論文、東野治之『正倉院文書と木簡の研究』(塙書房 昭和五十二年)、岩佐光晴「野中寺弥勒菩薩半跏像について」(『東京国立博物館紀要』二七号、平成四年)、吉野美穂子「野中寺弥勒像銘文考―中宮天皇について―」(『博物館学年報』三〇、平成十年)、東野治之「野中寺弥勒像台座銘の再検討」(『国語と国文学』七七―一、二〇〇〇年)、麻木修平「野中寺弥勒菩薩半跏像の制作時期と台座銘文」(『佛教藝術』二五六号 二〇〇一年五月)、東野治之「野中寺弥勒像銘文再説―麻木修平氏の批判に接して―」(『佛教藝術』二五八号 二〇〇一年九月)、麻木修平「再び野中寺弥勒菩薩像台座銘文を論ず―東野治之氏の反論に応える―」(『佛教藝術』二六四号 二〇〇二年)、藤岡稜「野中寺弥勒菩薩像について―蛍光X線分析調査を踏まえて―」(『MUSEUM』六四九号 二〇一四年)など多数。

- 34 東野治之『正倉院文書と木簡の研究』(塙書房 昭和五十二年)
 35 薮田嘉一郎「薬師寺東塔銘」(『上代金石文叢考』河原書店 一九四九年)

受贈雑誌(二)

学	学習院大学大学院日本語日本文学	学習院大学大学院人文科学研究科日本語日本文学専攻
学	学	大阪教育大学国語教育講座・日本アジア言語文化講座
学	学	丸善
学	学	金沢大学国語国文学会
学	学	武庫川女子大学大学院文学研究科・日本語日本文学専攻院生研究会
学	学	岐阜聖徳学園大学国語国文学会
学	学	京都教育大学国文学会
学	学	京都大学大学院文学研究科国語国文学研究室
学	学	日本キリスト教文学会
学	学	金城学院大学日本語日本文化学会
学	学	神戸大学「近代」発行会
学	学	群馬県立女子大学国語国文学会
学	学	慶應義塾大学芸文学会
学	学	兵庫教育大学言語表現学会
学	学	神戸女子大学国文学会
学	学	近世
学	学	群馬県立女子大学国文学研究
学	学	言語表現研究
学	学	神女大国文